特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和7年6月6日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務				
②事務の概要	田辺市子ども医療費の支給に関する条例に基づき、就学前児童の入院・通院及び小中学生の入院・通院に係る医療費の一部負担金を助成する。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①受給資格登録にかかる支給対象者等の情報の確認及び審査 ②受給資格の更新 ③登録事項変更にかかる異動情報の確認及び審査				
③システムの名称	 総合医療システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 				
2. 特定個人情報ファイル	名				
子ども医療費受給者台帳情報	iファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第 27号)第9条(利用範囲)第2項及び及び田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年田辺市条例第35号)第4条 別表第1の1の項				
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第14号(特定個人情報保護委員会規則)				
5. 評価実施機関における	5担当部署 5担当部署				
①部署	市民部保険課				
②所属長の役職名	保険課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	16年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを追	した提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分でま	5る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		į į]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分であ	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録や副本登録の際 又は住所を含む3情報 は、上記のほか、下記 おいても複数人での研えられる。	くには、本人からのマイナ 報による照会を行うことはの局面で特定個人情に でいるでもでいる。 で認を行うようにしており	-登録事務に係る横断的なガイドラインに ナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を を厳守している。また、子ども医療費助成 報の取扱いに関して手作業が介在するが り、人為的ミスが発生するリスクへの対策	そ行う際には4情報に関する事務で、、いずれの局面に		
	・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検	[]内;	部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策]全項目評価又は重点項目評価	で実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手 2) 目的を超えた 3) 権限のない者 4) 委託先におけ 5) 不正な提供・利 6) 情報提供ネッ 7) 情報提供ネッ	だによって不正に使用される不正な使用等のリス 移転が行われるリスクィットワークシステムを通じ トワークシステムを通じ より漏えい・滅失・毀損!	が対策 ない情報との紐付けが行われるリスクへれるリスクへの対策 クへの対策 への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを選 て目的外の入手が行われるリスクへの対策 て不正な提供が行われるリスクへの対策 リスクへの対策	通じた提供を除く。) 寸策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分であ	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
			個人情報の適正な取扱いに関するガイド [*]	ライン(行政機関等 昔置等を講じるとと		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	5.評価実施期間における担当 部署	谷村 憲一	保険課長	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	平成27年11月30日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成27年11月30日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅳ リスク対策		新規追加	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 5 ①部署	市民環境部保険課	市民部保険課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 7 請求先	市民環境部保険課	市民部保険課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 8 連絡先	市民環境部保険課	市民部保険課	事後	
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926	事後	
令和6年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	
令和6年5月7日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	
令和7年6月6日	IV リスク対策 8 人種を介在させる作業 11 最も優先順位が高いと考 えられる対策		新規追加	事後	